

規制の事後評価書

法令の名称：危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令
規制の名称：ガソリンスタンドにおける屋外での販売・展示等
規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止
担当部局：総務省消防庁予防課危険物保安室
評価実施時期：令和7年3月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・ガソリンスタンドにおいて物品の販売等の業務を行う場合、原則として建築物内で行うこととしている現行の規制を見直し、自動車等の通行の妨げにならないなど安全性が確保できる場合には、建築物の周囲の空地においても物品の販売等の業務ができることとした。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①	事前評価時	これまで、ガソリンスタンドでの建築物の周囲の空地（屋外）での物品販売等の業務を制限していたが、本改正によって空地を活用できることになり、ガソリンスタンドにおいて新たに車の実車展示、宅配ボックスの設置、産直物品の販売、イベントスペースの提供等、多様な業務を行えるようになることが見込まれる。新たに行うことになった業務により得られる事業者の利益が、本規制緩和の効果につながる。 ただし、空地の活用によって得られる便益は、当該空地の大きさ、立地、行う業務の様態等により多様であり、金銭価値化することが困難である。
	事後評価時	これまで、ガソリンスタンドでの建築物の周囲の空地（屋外）での物品販売等の業務を制限していたが、本改正によって空地を活用できることになり、ガソリンスタンドにおいて新たに車の実車展示、宅配ボックスの設置、産直物品の販売、イベントスペースの提供等、多様な業務を行えるようになった。新たに行うことになった業務により得られる事業者の利益が、本規制緩和の効果につながる。 ただし、空地の活用によって得られる便益は、当該空地の大きさ、立地、行う業務の様態等により多様であり、定量化することが困難である。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■ 行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	消防機関における事業者からの事前相談への対応、事業者に対する立入検査において、空地での業務に係る技術基準への適合性や安全性の点検・確認が加わる。 ただし、これらは従前から危険物施設全般に対して行っているものの中で付随して行われるものであり、行政費用の増加は限定的なものである。
	事後評価時	消防機関における事業者からの事前相談への対応については、各自治体の消防機関が従前行っている相談対応の中で追加的に

		実施されるものであることから、行政費用は限定的である。 なお、当該相談業務に要する費用について、当該相談を消防吏員 1 人で 10 分かけて行くと仮定し計算すると、発生する費用は $1,963 \text{ 円/時間 (※)} \times 10 \text{ 分} = \text{約 } 327 \text{ 円/件}$ と推計される。 同様に、空地での業務に係る技術基準への適合性や安全性の点検・確認業務も、各自治体の消防機関が従前危険物施設全般に対して行ってきた立入検査等において追加的に実施するものであることから、行政費用は限定的である。 なお、当該確認業務に要する費用について、当該点検・確認を消防吏員 1 人で 1 分かけて行くと仮定し計算すると、発生する費用は $1,963 \text{ 円/時間 (※)} \times 1 \text{ 分} = \text{約 } 33 \text{ 円/件}$ と推計される。 (※) 消防署の担当者の平均基本給月額、総務省「令和 5 年地方公務員給与の実態調査結果の状況」の「第 1 表の 1 団体区分別、男女別、会計別、職種別職員数及び平均基本給月額 全地方公共団体」の「消防職」の参考値より 304,233 円である。時給は、$304,233 \text{ 円/月} \div (7.75 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 4 \text{ 週間}) \approx 1,963 \text{ 円/時間}$と計算される。
--	--	--

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	—
	事後評価時	顕在化する負担はない。

■その他の負担

・特になし

3 考察

- 本改正で新たに発生した遵守費用は無く、行政費用は限定的である一方で、建築物の周囲の空地において物品の販売等の業務ができることによる事業者の利益という効果に鑑みると、便益が費用を上回るものと考えられることから、規制の緩和は妥当であったと考えている。
- その後も事業者からは、ガソリンスタンドの維持や活性化のため、更なる多様な事業展開等を求める要望が寄せられたため、令和 4 年度に「給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会」を開催し、防火上支障がないことを前提に、ガソリンスタンドに設けることができる建築物の用途範囲の拡大を進めた。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

規制の名称：ガソリンスタンドにおける屋外での販売・展示等

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省消防庁予防課危険物保安室

評価実施時期：令和元年10月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

現在、ガソリンスタンドにおいて、物品の販売等の業務を行う場合には、可燃性蒸気を発生させるガソリン等に引火することがないよう、建築物内で行うこととしている。

他方で、特に過疎地域においてはガソリンスタンドが減少傾向にあり、地域の燃料アクセスを確保するため、多様な事業展開等によるガソリンスタンドの維持・活性化が求められているところ。

そこで、今回は、現行の規制を維持する場合をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び課題発生の原因】

ガソリンスタンドの数は年々減少しており、自家用車や農業機械への給油や移動手段を持たない高齢者への灯油配送などに支障を来すいわゆる「SS過疎地」が全国的な課題となっている中、「エネルギー基本計画」（平成30年7月閣議決定）において、安全かつ効率的な事業運営や新たなサービスの創出を推し進めることが求められている。

そこで、ガソリンスタンドにおいて物品の販売等の業務を行う場合、原則として建築物内で行

うこととしている現行の規制を見直し、業務の多角化に向けて、屋外でも業務が行えるようにすることを通じて、ガソリンスタンドを活性化し需要を高め、過疎地域を中心とする課題の解決に取り組む。

【課題解決手段の検討】

消防庁においては、有識者等から構成される「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」（座長：吉井博明東京経済大学名誉教授）において、上記課題について検討を行った。その検討結果を踏まえ、建築物の周囲の空地においても、自動車等の通行の妨げにならないなど安全性が確保できる場合には、物品の販売等の業務ができることとする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

現行の消防法令の基準に従い、自動車等の通行の妨げにならないなど安全性の確保ができれば空地の利用が可能となることから、今回の改正により新たに費用が発生するものではない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

行政コストとしては、消防機関における事業者からの事前相談への対応、事業者に対する立入検査において、空地での業務に係る技術基準への適合性や安全性の点検・確認が加わる。

ただし、これらは従前から危険物施設全般に対して行っているものの中で付随して行われるものであり、費用の増加は限定的なものである。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

これまで、ガソリンスタンドでの建築物の周囲の空地（屋外）での物品販売等の業務を制限していたが、本改正によって空地を活用できることになり、ガソリンスタンドにおいて新たに車の実車展示、宅配ボックスの設置、産直物品の販売、イベントスペースの提供等、多様な業務を行えるようになることが見込まれる。新たに行うことになった業務により得られる事業者の利益が、本規制緩和の効果につながる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

空地の活用によって得られる便益は、当該空地の大きさ、立地、行う業務の様態等により多様であり、金銭価値化することが困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

現行の規制により、空地の活用が制限されていたため、機会費用が発生していた。これが遵守費用であったが、今回の規制緩和により、空地が活用できるようになるため、削減できることになる。なお、これは⑤に掲げた効果と同じである。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

今般の改正により、ガソリンスタンドの建築物の周囲（屋外）において、車の実車展示、宅配ボックスの設置、産直物品の販売、イベントスペースの提供等の新たな業務を行うことが可能になる。

これにより、これらの商品・サービスを提供する事業者にとっても、新たな供給販路を生み出すことになるため、便益が増大することが見込まれる。あわせて、当該ガソリンスタンドを利用する顧客・消費者にとっても、これらの商品・サービスを得られる機会が増えることになるため、便益が増大する。

また、いわゆる「SS過疎地」においても、ガソリンスタンドの活性化により、燃料アクセスの確保のみならず日常生活の利便性の向上、過疎地域の活性化にもつながるものとする。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

ガソリンスタンドにおける業務の多角化により、従来行っていなかった業務を新たに行うことにより、事業者の便益を増大させることが見込まれる。さらに、新たな市場の創出によって、商品・サービスを供給する事業者、購入する消費者の便益も増加させる。

他方、行政によるモニタリングコストは、従前から危険物施設全般に対して行っている事前相談への対応や立入検査について追加的に発生するものであり、限定的である。

以上を勘案し、本規制緩和は妥当であると言える。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案なし。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

前述の「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」での検討を踏まえ、本件の改正を行うものである。

（過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-42.html）

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね 5 年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

必要に応じて空地の活用を行った事業者に対し、新たに業務を行ったことによる「SS過疎地」の状況の変化、課題の有無等をヒアリングする。